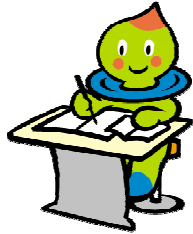


平成24年4月1日から国土利用計画法の 事後届出制度の運用が変わります！！



➤ 滋賀県では、平成24年4月1日から、国土利用計画法第23条第1項に基づく事後届出（以下では「事後届出」といいます。）制度の運用方法を下記のとおり変更します。

➤ 運用変更日以降に届出をされる場合は、下記の変更点に留意して届け出ていただくようお願いします。

1 不勧告通知書の発行を「希望者のみ」にします

➤ 事後届出の審査の結果、勧告しないこととしたときには、不勧告通知書の発行を希望される届出者(または代理人)のみに、不勧告通知書を交付します。

(従来は届出者全員に不勧告通知書を発行)

➤ 事後届出にかかる不勧告通知書の発行を希望される場合は、届出書の提出時に、次頁の「不勧告通知書交付申請書」(1部)を市町の受付窓口に提出してください。

➤ なお、不勧告通知書交付申請をされる際には下記の点にご注意ください。

【不勧告通知書交付申請時の留意事項】

(1) 申請者は事後届出の届出者もしくはその代理人に限ります。

※代理人による申請の場合には委任状が必要です。

(2) 不勧告通知書の受領方法は、「郵送」もしくは「窓口受領」のいずれかです。

※郵送での受領を希望される場合は、不勧告通知書交付申請時に、必ず、切手貼付済の送付用封筒(送付先の住所・氏名を記入したもの)を提出してください。

2 届出書の提出部数が3部→2部になります

➤ 事後届出の届出書および添付書類の提出部数が下記のとおり変更となります。

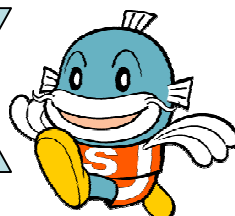
◆大津市内の事後届出 : 2部 (従来から変更なし)

◆大津市以外の事後届出: 2部 (3部→2部に変更)

上記の事後届出制度の運用改正について、ご不明な点などがございましたら、下記までお問い合わせください。

【滋賀県 総合政策部 県民活動生活課 土地対策担当】(電話)077-528-3372

事後届出の届出期限は契約締結日を含めて2週間以内です！届出期限を守りましょう！



(様式第 10 号)

不勧告通知書交付申請書

平成 年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

住 所

氏 名

印

(担当者)

(電 話)

国土利用計画法第 2 3 条第 1 項に基づき提出した下記の届出書について、審査の結果、勧告をする必要がない場合には、当該届出にかかる不勧告通知書を交付していただくよう申請します。

記

不勧告通知書の交付を申請する届出の内容

届出年月日 平成 年 月 日届出

届出にかかる土地

届出土地の面積 m²

不勧告通知書の受領方法

・下記(1)・(2)のうち、希望の受領方法に を付けてください。

(1) 郵 送

郵送を希望される場合は、必ず、切手貼付済の送付用封筒(送付先の住所・氏名を記入したもの)を添付してください。

(2) 窓口受領

受領日時については、県・担当課より上記担当者へ電話で連絡します。

(受領窓口)

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県庁 総合政策部 県民活動生活課(新館3階)
(電話) 077-528-3372

【留意事項】

- ・申請書は土地売買等届出書1通につき1枚作成してください。
- ・土地売買等届出書の届出者が申請される場合は、当該届出書と同じ印を押印してください。
- ・代理人による申請の場合は委任状が必要です。